

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査終了時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の5第1項の規定に基づく原子燃料工業東海事業所の加工施設の定期事業者検査を終了しましたので、同法同条第3項の規定及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の13第2項の規定に準じて下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	原子燃料工業株式会社
住 所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 伊藤 義章

2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称	原子燃料工業株式会社 東海事業所
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字村松字平原3135番地41

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象	原子燃料工業株式会社東海事業所の加工施設
検査の方法	別添1の「検査計画・実績一覧表」のとおり
検査の期日	令和3年10月26日～令和4年3月18日

4. 検査の実績又は予定の概要

別添1の「検査計画・実績一覧表」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査に係る工程

検査対象である建物・構築物及び設備・機器の所管部が検査を実施する際、個々の検査に前後関係はないが、相互に影響し合わないよう部門間で調整を行って、各部の業務計画に従って順次検査を進める。この際、別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおり、検査対象が工事準備中のため検査を実施できる状態にない設備があるため、これ以外の設備について、検査を実施する。また、加工施設の維持管理のために使用する設備は、可能な限り検査の対象とする。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

新規制基準への適合のための以下の工事の準備を実施する。

令和2年3月13日付原規規発第2003137号認可（第4次設工認）

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

施設管理の実施の計画として保安規定に基づいて定める保全計画に従って、定期事業者検査を実施する。検査項目は別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおりであるが、検査対象が工事準備中のため検査を実施できる状態にない設備が含まれる。今回の定期事業者検査の開始にあたり検査を予定する設備について、施設管理の重要度、保全方式並びに定期事業者検査、巡視及び点検の実施頻度を検査項目毎にまとめ、別添2に示す。

○前回の定期事業者検査からの変更点

新規制基準への適合のための設工認申請及び工事の進捗を踏まえて、別添1及び別添2における設備等の整理を見直し、技術基準の対応整理を追加した。技術基準の対応整理を踏まえ、検査項目には、技術基準の第十二条（溢水）に適合している状態を維持していることを確認するための漏水検知器及び排水ポンプの作動検査を追加した。本検査の対象である地下式集合体貯蔵庫の漏水検知器・排水ポンプは従前の使用前検査後も定期的に漏水検知器及び排水ポンプの作動に係る試験を行っているものである。

2. 加工施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

施設管理の確実な実施による法令報告事象となる故障発生件数：0（回数／期間）

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期及び期間

令和3年10月26日～次の定期事業者検査の開始日前日まで。

ロ 加工施設の工事の方法及び期日

新規制基準への適合のための設工認申請に基づく以下の工事の準備を実施する。

令和2年3月13日付原規規発第2003137号認可（第4次設工認）

ハ 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期
別添2の「施設管理実施計画」に示すとおり。

ニ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

(1) 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査

- ① 検査中は液面高の検知機能が一時的に喪失する場合もあるため、検査中に上流工程からの排水を停止させるとともに検査中は水位を目視等で確認しながら検査を実施する。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(2) 非常用電源設備の作動検査

社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。

(3) γ 線エリアモニタの警報作動検査

- ① 検査実施中は検査対象の検出部以外の近傍の検出部により検知機能を維持させることとし、設置場所ごとに1台ずつを検査対象とする。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(4) 排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査

- ① 社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。又は、検査対象以外の予備機に切り替えてから検査を行う。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(5) 設備内風速・負圧の確認検査

検査対象となる囲い式フード等設備内は、クリーニングが実施されており、放射性物質がないことを確認してから検査を行う。

(6) 送排風機の起動停止インターロックの作動検査

社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。

4. 第3条の10第2項に規定する、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法に関する事（一定の期間を含む。）

定期事業者検査項目の全てについて、一定の期間を12ヶ月として設定し、点検、部品の取替え、設備の劣化傾向の把握等を行うことにより、一定の期間において定期事業者検査の対象設備が技術基準に適合する状態を維持することを確実にする。

【検査実績結果における所見】

各検査項目の総合判定は、全て「合」。ただし、検査番号7「気体廃棄設備の処理能力検査」、検査番号13「搬送設備の停電時保持能力検査」、検査番号16「濾過装置の性能確

認検査」及び検査番号19「送排風機の起動停止インターロックの作動検査」において対象設備の検査の要否を変更した。このうち検査番号7、検査番号16及び検査番号19については共通の理由で検査の要否を変更した。検査の要否の変更の内容を以下に示す。なお、これらの検査の要否の変更については今後の使用前事業者検査についても同様に行う。

- ・検査番号7「気体廃棄設備の処理能力検査」の対象設備の検査要否の変更
検査番号16「濾過装置の性能確認検査」の対象設備の検査要否の変更
検査番号19「送排風機の起動停止インターロックの作動検査」の対象設備の検査要否の変更
廃棄物の焼却減容に使用する焼却炉に接続している気体廃棄設備のEF-2系統は焼却炉と同様に今年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるにもかかわらず検査を行うとしていた。そのため、当事業所の社内規定に基づき、保全計画の変更を行い、変更の内容について当事業所内で再審議を受け、承認されたのちに以下の設備を「今回対象外」に変更した。
検査番号7：検査対象No.4「廃棄物処理棟 気体廃棄設備（EF-2系統）」
検査番号16：検査対象No.18「廃棄物処理棟 炉室 気体廃棄設備（EF-2系統） 高温用フィルタボックス」
検査番号16：検査対象No.19「廃棄物処理棟 炉室 気体廃棄設備（EF-2系統） セラミックフィルタ」
検査番号19：検査対象No.7「廃棄物処理棟 気体廃棄設備（EF-2系統） 主排風機等」

 - ・検査番号13「搬送設備の停電時保持能力検査」の対象設備の検査要否の変更
当事業所に燃料集合体を製造するためのウラン粉末、ウラン粉末の保管容器、ウランペレット、ウランペレットの保管容器又は燃料棒を搬入する場合、もしくは製造後のウランペレット、ウランペレットの保管容器、燃料棒又は燃料集合体を搬出する場合は輸送容器を用いている。このうちウランペレット及びその保管容器を搬入又は搬出する場合には、第1種管理区域である加工工場 原料貯蔵室Iに輸送容器を運搬し、その内側を点検している。今後、ウランペレットの保管容器を搬入又は搬出する予定があるため、輸送容器の点検が必要になり、これを原料貯蔵室Iに運搬するための搬送設備が必要となった。そのため、当事業所の社内規定に基づき、保全計画の変更を行い、変更の内容について当事業所内で再審議を受け、承認されたのちに以下の設備を検査を行う設備に変更した。なお、輸送容器の使用においてはウランペレットの保管容器のみを運搬し、ウランペレットを運搬することはない。
検査番号13：検査対象No.18「加工工場 搬出入室I クレーン」
検査番号13：検査対象No.19「加工工場 原料貯蔵室I ホイストSINo.1」
5. 前回の定期事業者検査において提出した2. から4. に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類
該当なし。
6. 前回の定期事業者検査において提出した2. 又は3. に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類
該当なし。

7. 前回の定期事業者検査において提出した4. に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあつては、第3条の10第3項各号に掲げる事項について記載した書類

該当なし。

別添 1 検査計画・実績一覧表

検査番号	検査の項目	検査実績	判定
1	自動火災報知設備の警報作動検査	R4/1/18	合
2	可燃性ガス検知器の警報作動検査 ^{注1、注3}	— ^{注1、注3}	—
3	負圧警報装置の警報作動検査	R4/1/26	合
4	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 ^{注2}	R3/12/6	合
5	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査 ^{注1、注3}	— ^{注1、注3}	—
6	非常用電源設備の作動検査 ^{注2}	R4/2/10	合
7	気体廃棄設備の処理能力検査 ^{注2、注7}	R4/3/4	合
8	液体廃棄設備の処理能力検査	R3/12/21	合
9	γ線エリアモニタの警報作動検査	R3/12/14	合
10	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	R4/1/5	合
11	過加熱防止機構の作動検査 ^{注2、注3}	R3/12/9	合
12	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査 ^{注1、注3}	— ^{注1、注3}	—
13	搬送設備の停電時保持能力検査 ^{注2、注3、注8}	R3/10/26, R3/10/27, R3/11/18, R3/11/19, R4/1/19, R4/2/28	合
14	第1種管理区域の負圧確認検査 ^{注4}	R4/1/26, R4/2/8, R4/2/9, R4/2/15, R4/2/23	合
15	設備内風速・負圧の確認検査 ^{注2、注3、注5}	R3/12/15, R4/3/17	合
16	濾過装置の性能確認検査 ^{注2、注7}	R4/1/18	合
17	異常圧逃がし機構の作動検査 ^{注6}	— ^{注6}	—
18	失火検知機構の作動検査 ^{注6}	— ^{注6}	—
19	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 ^{注2、注7}	R4/2/15	合
20	バッチ供給インターロックの作動検査 ^{注2}	R3/11/30	合
21	供給制限インターロックの作動検査 ^{注2、注3、注5}	R3/11/24	合
22	フレームカーテンの作動状況確認検査 ^{注6}	— ^{注6}	—
23	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査 ^{注6}	— ^{注6}	—
24	緊急遮断弁の作動検査 ^{注6}	— ^{注6}	—
25	漏水検知器及び排水ポンプの作動検査	R4/3/18	合

注1：下記検査項目の対象設備は、令和3年度以降に予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・気体廃棄設備の処理能力検査
- ・非常用電源設備の作動検査

- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・濾過装置の性能確認検査
- ・送排風機の起動停止インターロックの作動検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目の一部対象設備は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注4：建物・構築物外壁の健全性に関する目視検査を含む。

注5：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、従前の施設定期検査項目ではなく、従前の施設定期自主検査項目である。

- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注6：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・フレームカーテンの作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・緊急遮断弁の作動検査

注7：廃棄物の焼却減容に使用する焼却炉に接続している気体廃棄設備のEF-2系統は焼却炉と同様に今年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるにもかかわらず検査を行うとしていた。そのため、当事業所の社内規定に基づき、保全計画の変更を行い、変更の内容について当事業所内で再審議を受け、承認されたのちに以下の設備を「今回対象外」に変更した。

検査番号7：検査対象No. 4「廃棄物処理棟 気体廃棄設備（EF-2系統）」

検査番号16：検査対象No. 18「廃棄物処理棟 炉室 気体廃棄設備（EF-2系統） 高温用フィルタボックス」

検査番号16：検査対象No. 19「廃棄物処理棟 炉室 気体廃棄設備（EF-2系統） セラミックフィルタ」

検査番号19：検査対象No. 7「廃棄物処理棟 気体廃棄設備（EF-2系統） 主排風機等」

注8：当事業所に燃料集合体を製造するためのウラン粉末、ウラン粉末の保管容器、ウランペレット、ウランペレットの保管容器又は燃料棒を搬入する場合、もしくは製造後のウランペレット、ウランペレットの保管容器、燃料棒又は燃料集合体を搬出する場合は輸送容器を用いている。このうちウランペレット及びその保管容器を搬入又は搬出する場合には、第1種管理区域である加工工場 原料貯蔵室Iに輸送容器を運搬し、その内側を点検している。今後、ウランペレットの保管容器を搬入又は搬出する予定があるため、輸送容器の点検が必要になり、これを原料貯蔵室Iに運搬するための搬送設備が必要となった。そのため、当事業所の社内規定に基づき、保全計画の変更を行い、変更の内容について当事業所内で再審議を受け、承認されたのちに以下の設備を検査を行う設備に変更した。なお、輸送容器の使用においてはウランペレットの保管容器のみを運搬し、ウランペレットを運搬することはない。

検査番号13：検査対象No. 18「加工工場 搬出入室I クレーン」

検査番号13：検査対象No. 19「加工工場 原料貯蔵室I ホイストSINo.1」

別添 2
施設管理実施計画

施設管理実施計画の記載について

1. 施設管理実施計画策定の基本方針

施設管理実施計画は、現行保安活動（設計、工事、試験、検査及び点検（巡視も含む。））を法令の技術基準の要求に照らして整理し、対象とする構造物、系統、設備、機器及び器具を選別して策定する。また、耐震重要度分類及び加工施設の運転への影響を考慮した施設管理重要度分類※1に応じて保全方式※2を策定する。なお、今後の新規制対応工事により設置する安全機能を有する施設は、その設置後に施設管理実施計画の対象とする。

※1:規格、運転経験、使用環境、劣化故障モード、機器等設計知見、科学的知見、高経年化技術を考慮すること。

※2:重要度に応じ、時間基準保全、状態基準保全、事後保全等の方式を選択すること。

2. 施設管理実施計画策定に係る個別方針

(1) 管理対象設備の選定

保全を行うべき対象範囲を以下の設備から選定し「保全対象一覧表」を策定する。ただし、消耗品、工具等の資機材は含めない。

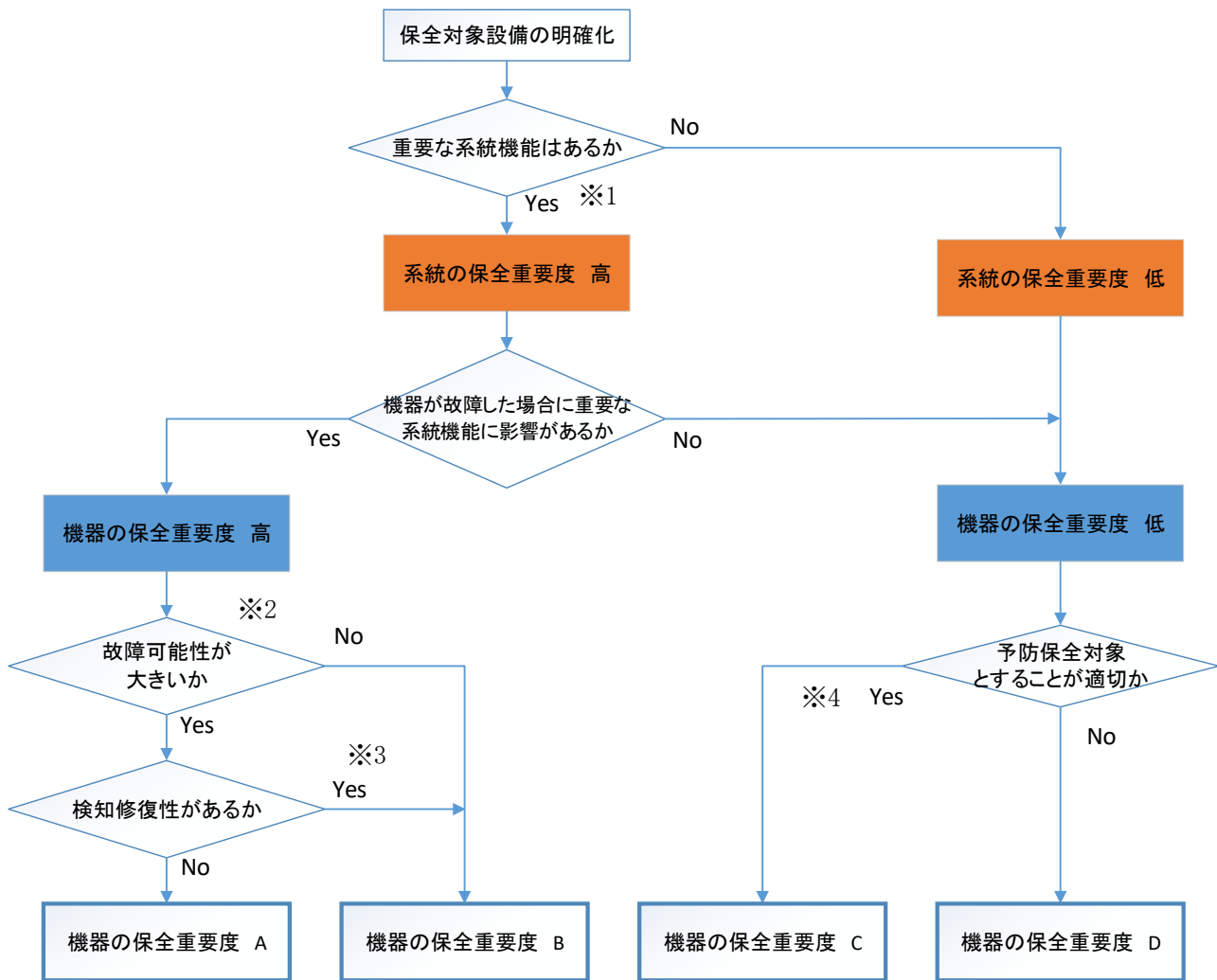
1. 安全機能を有する施設として加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置したもの
2. 上記の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの
3. その他自ら定める設備

(2) 施設管理の重要度の選定及び保全方式の選定

保全対象範囲について、系統ごとの範囲やその機能を明確にした上で、当該機器等の故障の影響、運転経験等を考慮して、「図1 保全重要度の設定フロー」に基づき保全重要度を設定する。

3. 記載に関する方針

- ・ 施設区分の欄には、当該加工施設を構成する施設区分名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：成形施設、貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設など
 - ・ 設備名の欄には、上記区分を構成する設備名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：囲い式フードなど
 - ・ 点検及び試験の項目の欄には、各管理部門で実施する試験、点検、巡視を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：外観点検、機能・性能試験など
 - ・ 保全重要度の欄には保全重要度を記載する。以下に記載の例を示す。
例：A、B、Cなど
 - ・ 保全形式又は頻度の欄には実施頻度を記載する。頻度の記載は以下のとおり。
Y：年、M：月、W：週、D：日、WD：平日
- なお、上記に該当するものがない場合には実施する頻度を記載（例：使用の都度、取扱の都度など）



※1：水素ガス爆発の発生防止機能、影響緩和機能を重要なシステム機能とする。

※2：過去の故障履歴の有無等を考慮し、点検を実施しなかった場合に、劣化による故障の可能性が大きい機器であるかを判断する。

※3：警報システム、巡視、状態監視等により、機能喪失に至る前に機器の劣化を検知できる場合は「検知修復性あり」とする。

※4：機器の故障が運転員に対して許容できない作業負担等になる場合、修理又は機器交換に許容できない時間等を要する場合。

図1 保全重要度の設定フロー

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
1	自動火災報知設備の警報作動検査	1	加工工場	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	2022年1月18日実施
		2	廃棄物処理棟	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	2022年1月18日実施
		3	原料貯蔵庫	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	2022年1月18日実施
		4	廃棄物倉庫	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	2022年1月18日実施
		5	廃棄物倉庫Ⅱ	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	2022年1月18日実施
2	可燃性ガス検知器の警報作動検査 ^{注1、注3}	1	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		2	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		3	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		4	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RI No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注3）
		5	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	焼結炉 RⅡ	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		6	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
3	負圧警報装置の警報作動検査	1	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		2	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		3	加工工場 ベレット加工室 RI	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		4	加工工場 粉末調整室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		5	加工工場 製造支援室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		6	加工工場 廃液処理室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		7	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		8	加工工場 更衣室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		9	加工工場 分析室Ⅰ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		10	加工工場 分析室Ⅱ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		11	加工工場 分析室Ⅲ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		12	加工工場 排気室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		13	加工工場 原料貯蔵室Ⅰ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		14	廃棄物処理棟 廃棄物保管室Ⅱ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		15	廃棄物処理棟 廃液処理室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		16	廃棄物処理棟 更衣室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		17	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅰ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		18	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		19	廃棄物処理棟 炉室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
		20	廃棄物処理棟 排気室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	2022年1月26日実施
4	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 ^{注2}	1	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		2	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		3	加工工場 廃液処理室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		4	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		5	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		6	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		7	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		8	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		9	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 4	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		10	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		11	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2 水槽①	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		12	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2 水槽②	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		13	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	レシーバー	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		14	廃棄物処理棟 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		15	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	受水集水槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		16	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		17	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施
		18	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月6日実施

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
5	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査 ^{注1、注3}	1	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	ハ. 成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	ハ. 成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		3	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ. 成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		4	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RI No. 1	—	ハ. 成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注3）
		5	加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 RII	—	ハ. 成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
6	非常用電源設備の作動検査 ^{注2}	1	機械棟（屋外）	ディーゼル式発電機 No. 1	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月10日実施
		2	機械棟（屋内）	ディーゼル式発電機 No. 2	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月10日実施
		3	機械棟（屋外）	ディーゼル式発電機 No. 3	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月10日実施
		4	廃棄物処理棟（屋外）	ディーゼル式発電機（廃棄物処理棟用）	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月10日実施
		5	機械棟（屋内）	ディーゼル式発電機（事務棟通信設備用）	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		6	部材棟二次変電所	ディーゼル式発電機（対策棟部用）	—	リ. その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
7	気体廃棄設備の処理能力検査 ^{注2、注7}	1	加工工場	気体廃棄設備（F-1, 2, 4, 5, 6 系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年3月4日実施
		2	加工工場	気体廃棄設備（F-11, 12, 13, 14, 15 系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年3月4日実施
		3	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年3月4日実施
		4	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注7）
8	液体廃棄設備の処理能力検査	1	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月21日実施
		2	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月21日実施
		3	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月21日実施
		4	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 4	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月21日実施
		5	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月21日実施
		6	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月21日実施
		7	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月21日実施
9	γ線エリアモニタの警報作動検査	1	加工工場 集合体貯蔵エリア I	エリアモニタ No. 1	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		2	加工工場 ベレット貯蔵室	エリアモニタ No. 2	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		3	加工工場 ベレット加工室 I	エリアモニタ No. 3	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		4	加工工場 原料貯蔵室 I	エリアモニタ No. 4	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		5	加工工場 ベレット加工室 RII (1)	エリアモニタ No. 6	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		6	加工工場 ベレット加工室 RII (2)	エリアモニタ No. 7	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		7	加工工場 ベレット貯蔵エリア I	エリアモニタ No. 10	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		8	加工工場 ベレット加工室 RI	エリアモニタ No. 11	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		9	加工工場 原料貯蔵室 VI	エリアモニタ No. 12	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		10	加工工場 燃料棒保管室	エリアモニタ No. 13	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		11	加工工場 集合体貯蔵室	エリアモニタ No. 14	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		12	加工工場 容器保管室	エリアモニタ No. 15	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
		13	原料貯蔵庫 原料貯蔵室 III	エリアモニタ No. 9	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2021年12月14日実施
10	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	1	加工工場 給気室 I	ダストモニタ（排気用モニタ I）	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月5日実施
		2	加工工場 給気室 I	ダストモニタ（排気用モニタ II）	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月5日実施
		3	加工工場 給気室 I	ダストモニタ（排気用予備機）	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月5日実施
		4	加工工場 排気室	ダストモニタ（換気用モニタ I）	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月5日実施
		5	加工工場 排気室	ダストモニタ（換気用モニタ II）	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月5日実施
		6	加工工場 排気室	ダストモニタ（換気用モニタ III）	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月5日実施
		7	廃棄物処理棟 排気室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月5日実施

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
11	過加熱防止機構の作動検査 ^{注2、注3}	1	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1 (4 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		2	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2 (4 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		3	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3 (5 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		4	加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 RII (7 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		5	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1 (4 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注3)
		6	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉 (1 系統)	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		7	加工工場 ベレット加工室 I	焙焼炉 No. 1 (4 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注2)
		8	加工工場 ベレット加工室 II	焙焼炉 No. 2 (4 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	12M	2021 年 12 月 9 日実施
		9	加工工場 ベレット加工室 RI	焙焼炉 No. 3 (1 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注3)
		10	加工工場 ベレット加工室 RII	焙焼炉 No. 4 (4 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	12M	2021 年 12 月 9 日実施
		11	加工工場 ベレット加工室 RII	焙焼炉 No. 5 (1 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注2)
		12	加工工場 ベレット加工室 I	スタック乾燥装置 No. 1 (12 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注3)
		13	加工工場 ベレット加工室 II	スタック乾燥装置 No. 2 (10 系統)	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注3)
12	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査 ^{注1、注3}	1	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注1)
		2	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注1)
		3	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注1)
		4	加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 RII	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注1)
		5	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1	—	ハ. 成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注3)

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	設置場所	設備・機器名称						機器名
13	搬送設備の停電時保持能力検査 ^{注2、注3、注8}	1	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		3	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		4	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		5	加工工場 ベレット加工室 II	粉末缶昇降装置	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		6	加工工場 ベレット加工室 II	モノレールホイスト No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月26日実施
		7	加工工場 ベレット加工室 II	モノレールホイスト No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		8	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末缶昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		9	加工工場 ベレット加工室 RII	昇降旋回リフター	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		10	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ昇降装置 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月26日実施
		11	加工工場 ベレット加工室 RII	スクラップ昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月26日実施
		12	加工工場 ベレット加工室 RI	昇降装置	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		13	加工工場 ベレット加工室 RI	移載装置（混合機 RI No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		14	加工工場 ベレット加工室 RI	移載装置（プレス RI の付属設備）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		15	加工工場 ベレット加工室 RI	粉末投入装置	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		16	加工工場 粉末調整室	リフター No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		17	加工工場 粉末調整室	昇降装置	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		18	加工工場 搬出入室 I	クレーン	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月28日実施（注8）
		19	加工工場 原料貯蔵室 I	ホイスト S I No. 1	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月28日実施（注8）
		20	加工工場 原料貯蔵室 I	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン）	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月26日実施
		21	加工工場 ベレット加工室 RII	ダブルレールホイスト R II No. 1	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月26日実施
		22	加工工場 原料貯蔵室 VI	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン）（3台）	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月27日実施
		23	加工工場 原料貯蔵室 VI	ハンドクレーン No. 1	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月27日実施
		24	加工工場 原料貯蔵室 VI	ハンドクレーン No. 2	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月27日実施
		25	原料貯蔵庫 原料貯蔵室 III	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン）（3台）	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月27日実施
		26	加工工場 出荷ヤード	天井走行クレーン	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年11月18日実施
		27	加工工場 容器保管室	容器保管室天井走行クレーン	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年11月18日実施
		28	加工工場 ベレット貯蔵エリア I	ベレット運搬台車	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月26日実施
		29	加工工場 ベレット貯蔵室	昇降台 No. 1	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月26日実施
		30	加工工場 ベレット貯蔵室	昇降台 No. 2	—	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月26日実施
		31	加工工場 ベレット加工室 I	ウラン運搬台車（マガジン移載台車）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		32	加工工場 ベレット加工室 I	ウラン運搬台車（ベレット運搬台車）（A-4型）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		33	加工工場 組立室	燃料棒運搬台車（ラックマスター）	—	ニ、被覆施設	機能・性能試験	C	12M	2021年10月27日実施
		34	加工工場 組立室	天井走行クレーン	—	ホ、組立施設	機能・性能試験	C	12M	2021年11月18日実施
		35	加工工場 組立室	容量 0.45t 付属クレーン	—	ホ、組立施設	機能・性能試験	C	12M	2021年11月18日実施
		36	加工工場 ベレット加工室 RI	ローラーコンベア No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		37	加工工場 ベレット加工室 RI	ローラーコンベア No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		38	加工工場 ベレット加工室 RI	ローラーコンベア No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		39	廃棄物倉庫 II 廃棄物貯蔵室 IV	天井走行クレーン	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2021年11月19日実施
		40	加工工場 ベレット加工室 RII	ベレット貯蔵容器搬送装置 R II (2)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		41	加工工場 ベレット加工室 RII	ベレット貯蔵容器搬送装置 R II (5)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		42	加工工場 ベレット加工室 RII	ベレット貯蔵容器昇降装置 R II	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月19日実施

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	設置場所	設備・機器名称 機器名						
14	第1種管理区域の負圧確認検査 ^{注4}	1	加工工場 廃液処理室	気体廃棄設備(F-15系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		2	加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-15系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		3	加工工場 粉末調整室	気体廃棄設備(F-12,14系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		4	加工工場 分析室I	気体廃棄設備(F-12,14系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		5	加工工場 分析室II	気体廃棄設備(F-12,14系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		6	加工工場 分析室III	気体廃棄設備(F-12,14系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		7	加工工場 ベレット加工室II	気体廃棄設備(F-11,13系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		8	加工工場 更衣室	気体廃棄設備(F-1,4系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		9	加工工場 洗濯室	気体廃棄設備(F-1,4系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		10	加工工場 放射線管理室	気体廃棄設備(F-1,4系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		11	加工工場 原料貯蔵室I	気体廃棄設備(F-1系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		12	加工工場 ベレット加工室I	気体廃棄設備(F-1,4系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		13	加工工場 ベレット貯蔵室	気体廃棄設備(F-1系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		14	加工工場 ベレット加工室R I	気体廃棄設備(F-1,4系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		15	加工工場 ベレット加工室R II	気体廃棄設備(F-2,5系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		16	加工工場 製造支援室	気体廃棄設備(F-2,6系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		17	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備(EF-1,2系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		18	廃棄物処理棟 廃棄物保管室I及びII	気体廃棄設備(EF-1系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		19	廃棄物処理棟 廃棄物処理室I	気体廃棄設備(EF-1系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		20	廃棄物処理棟 廃棄物処理室II	気体廃棄設備(EF-1系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		21	廃棄物処理棟 廃液処理室	気体廃棄設備(EF-1系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		22	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備(EF-1,2系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		23	廃棄物処理棟 更衣室	気体廃棄設備(EF-1系統)	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年1月26日実施
		24	加工工場	加工工場	—	ヘ.核燃料物質の貯蔵施設 ハ.成型施設 ニ.被覆施設 ホ.組立施設	外観点検	C	12M	2022年2月15日実施
		25	原料貯蔵庫	原料貯蔵庫	—	ヘ.核燃料物質の貯蔵施設	外観点検	C	12M	2022年2月23日実施
		26	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年2月9日実施
		27	廃棄物倉庫	廃棄物倉庫	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年2月8日実施
		28	廃棄物倉庫II	廃棄物倉庫II	—	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年2月8日実施
		29	機械棟	機械棟	—	リ.その他の加工施設	外観点検	C	12M	2022年2月8日実施

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	設置場所	設備・機器名称						機器名
15	設備内風速・負圧の確認検査 2、注3、注5	1	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1 のフード部	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		3	加工工場 ベレット加工室 I	プレス No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		4	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2 のフード部	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		5	加工工場 ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No. 2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		6	加工工場 ベレット加工室 I	プレス No. 2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		7	加工工場 ベレット加工室 II	粉末缶投入装置 No. 3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		8	加工工場 ベレット加工室 II	粉末調整ボックス No. 3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		9	加工工場 ベレット加工室 II	プレス No. 3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		10	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末調整ボックス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		11	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末採取ボックス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		12	加工工場 ベレット加工室 RII	プレス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		13	加工工場 ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		14	加工工場 ベレット加工室 II	粉末作業ボックス No. 2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		15	加工工場 ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		16	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末作業ボックス RII No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		17	加工工場 ベレット加工室 I	粉末取扱ボックス No. 8	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		18	加工工場 ベレット加工室 II	粉末取扱ボックス No. 9	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		19	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		20	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		21	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ取出ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		22	加工工場 ベレット加工室 RII	スクラップ投入ボックス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		23	加工工場 ベレット加工室 RII	スクラップ取出ボックス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		24	加工工場 ベレット加工室 I	入口ボックス（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		25	加工工場 ベレット加工室 I	焙焼炉 No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		26	加工工場 ベレット加工室 I	排出部コンベア（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		27	加工工場 ベレット加工室 I	出口ボックス（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		28	加工工場 ベレット加工室 II	入口ボックス（焙焼炉 No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		29	加工工場 ベレット加工室 II	出口ボックス（焙焼炉 No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		30	加工工場 ベレット加工室 RII	入口ボックス（焙焼炉 No. 4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		31	加工工場 ベレット加工室 RII	焙焼炉 No. 4	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		32	加工工場 ベレット加工室 RII	出口ボックス（焙焼炉 No. 4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		33	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No. 2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		34	加工工場 ベレット加工室 I	粉末保管棚	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		35	加工工場 ベレット加工室 R I	粉末投入装置	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		36	加工工場 ベレット加工室 R I	投入ボックス R I	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		37	加工工場 ベレット加工室 R I	篩別機 R I	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		38	加工工場 ベレット加工室 R I	プレス R I	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		39	加工工場 粉末調整室	昇降装置フード	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		40	加工工場 粉末調整室	粉末投入ボックス	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		41	加工工場 粉末調整室	粉末取出ボックス	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		42	加工工場 ベレット加工室 R I	入口ボックス（焙焼炉 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		43	加工工場 ベレット加工室 R I	出口ボックス（焙焼炉 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		44	加工工場 ベレット加工室 R I	粉末作業ボックス R I No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		45	加工工場 ベレット加工室 R I	粉末取扱ボックス R I No. 2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		46	加工工場 ベレット加工室 I	洗浄処理設備 No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		47	加工工場 ベレット加工室 R I	洗浄処理設備 R I	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		48	加工工場 ベレット加工室 RII	洗浄処理設備 RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		49	加工工場 ベレット加工室 I	研磨洗浄装置 No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		50	加工工場 ベレット加工室 I	研磨洗浄装置 No. 2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	設置場所	設備・機器名称						機器名
15	設備内風速・負圧の確認検査 ^{注2、注3、注5}	51	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	研磨洗浄装置 No.3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		52	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	研磨洗浄装置 RⅡ	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		53	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	研磨洗浄装置 RⅠ	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）
		54	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	切断式解体装置（フィルタ振動装置）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		55	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	切断式解体装置（フィルタ解体装置）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		56	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	廃棄物取扱ボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年3月17日実施
		57	廃棄物処理棟 炉室	焼却灰充填装置	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		58	廃棄物処理棟 炉室	セラミックフィルタ灰充填装置	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		59	加工工場 分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo.1	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M	2021年12月15日実施
		60	加工工場 分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo.2	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M	2021年12月15日実施
		61	加工工場 分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo.3	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M	2021年12月15日実施
		62	加工工場 廃液処理室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月15日実施
		63	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		64	加工工場 放射線管理室	ドラフトチャンバー	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2021年12月15日実施
16	濾過装置の性能確認検査 ^{注2、注7}	1	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		2	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-2系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		3	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-4系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		4	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-5系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		5	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-6系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		6	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-11系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		7	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-12系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		8	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-13系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		9	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-14系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		10	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-15系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		11	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	気体廃棄設備（F-4系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		12	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	気体廃棄設備（F-13系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		13	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	気体廃棄設備（F-4系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		14	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	気体廃棄設備（F-5系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		15	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-1系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		16	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EF-1系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		17	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	気体廃棄設備（EF-1系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	2022年1月18日実施
		18	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EF-2系統）	高温用フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注7）
		19	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EF-2系統）	セラミックフィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注7）
17	異常圧逃がし機構の作動検査 ^{注6}	1	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）
		2	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No.2	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）
		3	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉 No.3	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）
		4	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	焼結炉 RⅡ	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）
		5	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）
18	失火検知機構の作動検査 ^{注6}	1	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
19	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 ^{注2、注7}	1	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月15日実施
		2	加工工場	気体廃棄設備（F-12、F-14 系統）	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月15日実施
		3	加工工場	気体廃棄設備（F-11、F-13 系統）（リサイクル、ワンスルー）	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月15日実施
		4	加工工場	気体廃棄設備（F-1、F-4 系統）（リサイクル、ワンスルー）	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月15日実施
		5	加工工場	気体廃棄設備（F-2、F-5、F-6 系統）（リサイクル、ワンスルー）	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月15日実施
		6	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	2022年2月15日実施
		7	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	主排風機、補助排風機、燃焼空気ブロワ、燃焼空気遮断弁、炉内圧力調整弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注7）
20	バッチ供給インターロックの作動検査 ^{注2}	1	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		3	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1 のフード部	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		4	加工工場 ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		5	加工工場 ベレット加工室 I	混合機 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		6	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		7	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		8	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2 のフード部	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		9	加工工場 ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		10	加工工場 ベレット加工室 I	混合機 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		11	加工工場 ベレット加工室 II	粉末缶昇降装置	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		12	加工工場 ベレット加工室 II	粉末缶投入装置 No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		13	加工工場 ベレット加工室 II	粉末調整ボックス No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		14	加工工場 ベレット加工室 II	混合機 No. 4	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		15	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末缶昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		16	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末調整ボックス RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		17	加工工場 ベレット加工室 RII	粉碎機 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		18	加工工場 ベレット加工室 RII	混合機 RII No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		19	加工工場 ベレット加工室 RII	篩別機 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		20	加工工場 ベレット加工室 RII	移動ホッパー RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		21	加工工場 ベレット加工室 RII	混合機 RII No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		22	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ昇降装置 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月30日実施
		23	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月30日実施
		24	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップウラン粉末混合機 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月30日実施
		25	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ取出ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月30日実施
		26	加工工場 ベレット加工 RII	スクラップ昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月30日実施
		27	加工工場 ベレット加工 RII	スクラップ投入ボックス RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月30日実施
		28	加工工場 ベレット加工 RII	スクラップウラン粉末混合機 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月30日実施
		29	加工工場 ベレット加工 RII	スクラップ取出ボックス RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月30日実施

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	設置場所	設備・機器名称						機器名
21	供給制限イン ターロックの 作動検査注2、注 3、注5	1	加工工場 ベレット加工室 I	ホッパー（プレス No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	移載装置（プレス No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		3	加工工場 ベレット加工室 I	ホッパー（プレス No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		4	加工工場 ベレット加工室 I	移載装置 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		5	加工工場 ベレット加工室 II	ホッパー（プレス No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		6	加工工場 ベレット加工室 II	移載装置（プレス No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		7	加工工場 ベレット加工室 RII	ホッパー RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		8	加工工場 ベレット加工室 RII	移載装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		9	加工工場 ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		10	加工工場 ベレット加工室 II	粉末作業ボックス No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		11	加工工場 ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		12	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末作業ボックス RII No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		13	加工工場 ベレット加工室 I	粉末取扱ボックス No. 8	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		14	加工工場 ベレット加工室 II	粉末取扱ボックス No. 9	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		15	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		16	加工工場 ベレット加工室 I	入口ボックス（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		17	加工工場 ベレット加工室 I	出口ボックス（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		18	加工工場 ベレット加工室 II	出口ボックス（焙焼炉 No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		19	加工工場 ベレット加工室 RII	入口ボックス（焙焼炉 No. 4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		20	加工工場 ベレット加工室 RII	出口ボックス（焙焼炉 No. 4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	2021年11月24日実施
		21	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		22	加工工場 ベレット加工室 R I	粉末投入装置	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		23	加工工場 ベレット加工室 R I	移載装置（プレス R I の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		24	加工工場 粉末調整室	リフター No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		25	加工工場 粉末調整室	粉末投入ボックス	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		26	加工工場 ベレット加工室 R I	出口ボックス（焙焼炉 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		27	加工工場 ベレット加工室 R I	粉末作業ボックス R I No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		28	加工工場 ベレット加工室 R I	粉末取扱ボックス R I No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		29	加工工場 ベレット加工室 I	洗浄処理設備 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		30	加工工場 ベレット加工室 R I	洗浄処理設備 R I	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		31	加工工場 ベレット加工室 RII	洗浄処理設備 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		32	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		33	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		34	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		35	加工工場 ベレット加工室 I	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		36	加工工場 ベレット加工室 I	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		37	加工工場 ベレット加工室 II	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		38	加工工場 ベレット加工室 RII	研磨液ろ過装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		39	加工工場 ベレット加工室 R I	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 R I の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		40	加工工場 ベレット加工室 I	積載装置(1)(2)（焼結炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		41	加工工場 ベレット加工室 I	積載装置 No. 2(1)(2)	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		42	加工工場 ベレット加工室 II	積載装置(2)(3)（焼結炉 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		43	加工工場 ベレット加工室 R I	積載装置 R I	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注3）
		44	加工工場 ベレット加工室 RII	ベレット搬送装置 RII (1)	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		45	加工工場 ベレット加工室 RII	積載装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
22	フレームカーテンの作動状況確認検査 ^{注6}	1	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
23	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査 ^{注6}	1	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		2	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		3	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		4	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉Ⅱ	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
24	緊急遮断弁の作動検査 ^{注6}	1	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		2	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		3	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		4	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉Ⅱ	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		5	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
25	漏水検知器及び排水ポンプの作動検査	1	加工工場 集合体貯蔵エリアⅠ	地下式集合体貯蔵庫	漏水検知器、排水ポンプ	ヘ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	2022年3月18日実施

注1：下記検査項目の対象設備は、令和3年度以降に予定している新規規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・気体廃棄設備の処理能力検査
- ・非常用電源設備の作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・濾過装置の性能確認検査
- ・送排風機の起動停止インターロックの作動検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目の一部対象設備は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注4：建物・構築物外壁の健全性に関する目視検査を含む。

注5：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、従前の施設定期検査項目ではなく、従前の施設定期自主検査項目である。

- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注6：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・フレームカーテンの作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・緊急遮断弁の作動検査

注7：廃棄物の焼却減容に使用する焼却炉に接続している気体廃棄設備のEF-2系統は焼却炉と同様に今年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるにもかかわらず検査を行うとしていた。そのため、当事業所の社内規定に基づき、保全計画の変更を行い、変更の内容について当事業所内で再審議を受け、承認されたのちに以下の設備を「今回対象外」に変更した。

検査番号7：検査対象No. 4「廃棄物処理棟 気体廃棄設備（EF-2系統）」

検査番号16：検査対象No. 18「廃棄物処理棟 炉室 気体廃棄設備（EF-2系統） 高温用フィルタボックス」

検査番号16：検査対象No. 19「廃棄物処理棟 炉室 気体廃棄設備（EF-2系統） セラミックフィルタ」

検査番号19：検査対象No. 7「廃棄物処理棟 気体廃棄設備（EF-2系統） 主排風機等」

注8：当事業所に燃料集合体を製造するためのウラン粉末、ウラン粉末の保管容器、ウランペレット、ウランペレットの保管容器又は燃料棒を搬入する場合、もしくは製造後のウランペレット、ウランペレットの保管容器、燃料棒又は燃料集合体を搬出する場合は輸送容器を用いている。このうちウランペレット及びその保管容器を搬入又は搬出する場合には、第1種管理区域である加工工場 原料貯蔵室Iに輸送容器を運搬し、その内側を点検している。今後、ウランペレットの保管容器を搬入又は搬出する予定があるため、輸送容器の点検が必要になり、これを原料貯蔵室Iに運搬するための搬送設備が必要となった。そのため、当事業所の社内規定に基づき、保全計画の変更を行い、変更の内容について当事業所内で再審議を受け、承認されたのちに以下の設備を検査を行う設備に変更した。なお、輸送容器の使用においてはウランペレットの保管容器のみを運搬し、ウランペレットを運搬することはない。

検査番号13：検査対象No. 18「加工工場 搬出入室I クレーン」

検査番号13：検査対象No. 19「加工工場 原料貯蔵室I ホイストSINo. 1」

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
リ．その他の加工施設	加工工場	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査								
リ．その他の加工施設	廃棄物処理棟	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
	第二十四条第2項	—								
リ．その他の加工施設	原料貯蔵庫	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査								
リ．その他の加工施設	廃棄物倉庫	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
	第二十四条第2項	—								
リ．その他の加工施設	廃棄物倉庫II	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—								
	第十八条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査								
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	差圧警報盤	—	地盤	第五条	—	計器校正	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査（注10）				
					第十八条第2項	—				
				廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	差圧警報盤	—	地盤	第五条	—	計器校正	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査（注10）				
					第十八条第2項	—				
廃棄	第二十条	—								
換気	第二十三条	—								
リ．その他の加工施設	機械棟（屋外）	ディーゼル式発電機 No. 1	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				第十四条第4項	—					
				非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査				
リ．その他の加工施設	機械棟（屋内）	ディーゼル式発電機 No. 2	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				第十四条第4項	—					
				非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査				
リ．その他の加工施設	機械棟（屋外）	ディーゼル式発電機 No. 3	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				第十四条第4項	—					
				非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査				
リ．その他の加工施設	廃棄物処理棟（屋外）	ディーゼル式発電機（廃棄物処理棟用）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				第十四条第4項	—					
				非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
リ. その他の加工施設	機械棟（屋内）	ディーゼル式発電機（事務棟通信設備用）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十四条第4項	—				
非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査(注2)								
リ. その他の加工施設	部材棟二次変電所	ディーゼル式発電機（対策本部用）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十四条第4項	—				
非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査(注2)								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-1, 2, 4, 5, 6 系統) (F-11, 12, 13, 14, 15 系統)	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注9)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	—				
					第十八条第2項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1, 2 系統)	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注9)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	—				
					第十八条第2項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				
非常用電源	第二十四条第2項	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設 ハ. 成型施設 ニ. 被覆施設 ホ. 組立施設	加工工場	加工工場	—	臨界	第四条第2項	—	機能・性能試験(※1) 外観点検	C	1 2 M	
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※1)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				遮蔽	第二十二条第1項	—				
					第二十二条第2項	—				
ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵庫	原料貯蔵庫	—	臨界	第四条第2項	—	機能・性能試験(※1) 外観点検	C	1 2 M	
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※1)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				放管	第十九条	—				
汚染防止	第二十一条	—								
遮蔽	第二十二条第1項	—								
	第二十二条第2項	—								
換気	第二十三条	—								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※1)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				放管	第十九条	—				
				汚染防止	第二十一条	—				
遮蔽	第二十二条第1項	—								
	第二十二条第2項	—								
換気	第二十三条	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物倉庫	廃棄物倉庫	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※1)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				遮蔽	第二十二條第1項	—				
第二十二條第2項	—									
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物倉庫II	廃棄物倉庫II	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験(※1) 外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※1)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				遮蔽	第二十二條第1項	—				
第二十二條第2項	—									
リ. その他の加工施設	機械棟	機械棟	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				遮蔽	第二十二條第1項	—				
第二十二條第2項	—									
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-1系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-2 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-4 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-5 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-6 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-11 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-12 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-13 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-14 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-15 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 パレット加工室 I	気体廃棄設備 (F-4 系統)	設備排気用フィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	気体廃棄設備 (F-13 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室 R I	気体廃棄設備 (F-4 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室 R II	気体廃棄設備 (F-5 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	フィルタボッ クス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	フィルタボッ クス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	高温用フィル タボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注7)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	セラミックフ ィルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注7)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-15 系統)	排風機、給気 ファン、排気 側閉じ込め 弁、給気側閉 じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-12, F-14 系統)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-11, F-13 系統) (リサイクル、ワンスルー)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-1, F-4 系統) (リサイクル、ワンスルー)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-2, F-5, F-6 系統) (リサイクル、ワンスルー)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項 (※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	主排風機、補助排風機、燃焼空気プロワ、燃焼空気遮断弁、炉内圧力調整弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注7)
				地震	第六条第1項 (※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査(注2)
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 2	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査(注2)
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	粉末缶昇降装置	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査(注2)
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査(注2)
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査(注2)

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	粉末缶投入装置 No. 3	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	粉末缶投入装置 No. 1 のフード部	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	粉末缶投入装置 No. 2 のフード部	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	粉末調整ボックス No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	粉末調整ボックス No. 2	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	粉末調整ボックス No. 3	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	混合機 No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	混合機 No. 2	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	混合機 No. 4	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	ホッパー (プレス No. 1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	ホッパー (プレス No.2 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	ホッパー (プレス No.3 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	プレス No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	プレス No.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	プレス No.3	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	移載装置 (プレス No.1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	移載装置 No.2	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	移載装置 (プレス No.3 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	焼結炉 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験	B	1 2 M	今回対象外(注1、注2、注6)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6)				
					第十一条第5項(※2)	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)				
					第十一条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
				第十一条第7項(※2)	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)					
				溢水	第十二条	—				
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
搬送	第十六条	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験	B	1 2 M	今回対象外(注1、注2、注6)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6)				
					第十一条第5項(※2)	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)				
					第十一条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十一条第7項(※2)	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	焼結炉 No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験	B	1 2 M	今回対象外(注1、注2、注6)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6)				
					第十一条第5項(※2)	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) フレームカーテンの作動状況確認検査(注6) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)				
					第十一条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十一条第7項(※2)	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	積載装置(1)(2) (焼結炉 No. 1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	積載装置 No. 2(1) (2)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	積載装置(2) (3) (焼結炉 No. 3 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	研磨洗浄装置 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	研磨洗浄装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	研磨洗浄装置 No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
第十六条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置No.1の付 属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置No.2の付 属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置No.3の付 属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2、注 5)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅠ	粉末投入装置	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅠ	投入ボックスRⅠ	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	篩別機 R I	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	昇降装置	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	移載装置(混合機 R I No. 2の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末缶昇降装置 R II	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末調整ボックス R II	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 パレット加工室 RII	粉碎機 RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 パレット加工室 RII	篩別機 RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 パレット加工室 RII	混合機 RII No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 パレット加工室 RII	混合機 RII No. 2	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 パレット加工室 RII	移動ホッパー RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	昇降旋回リフター	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	粉末採取ボックス RII	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	ホッパー RII	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	プレス RI	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	プレス RII	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	移載装置(プレス R I の付 属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	移載装置 R II	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	ローラーコンベア No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	ローラーコンベア No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	ローラーコンベア No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	焼結炉 R I No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験	B	1 2 M	今回対象外(注3)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項(※2)					—
						第十一条第5項(※2)					可燃性ガス検知器の警報作動検査(注3) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注3)
						第十一条第6項(※2)					過加熱防止機構の作動検査(注3)
						第十一条第7項(※2)					自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注3)-
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
					搬送	第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	焼結炉 R II	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験	B	1 2 M	今回対象外(注1、注2、注6)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項(※2)					緊急遮断弁の作動検査(注6)
						第十一条第5項(※2)					可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)
						第十一条第6項(※2)					過加熱防止機構の作動検査(注2)
						第十一条第7項(※2)					自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
					搬送	第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	積載装置 R I	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
					搬送	第十六条					—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	ペレット搬送装置 RII (I)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	積載装置 RII	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	研磨洗浄装置 RI	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注3)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 RI の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	研磨洗浄装置 RII	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
搬送	第十六条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室RII	研磨液ろ過装置RII	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室II	モノレールホイストNo.1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室II	モノレールホイストNo.2	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室RII	ダブルレールホイストRII No.1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室I	焙焼炉No.1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	入口ボックス（焙焼炉 No.1の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
						第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	排出口コンベア（焙焼炉 No.1の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
						第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	出口ボックス（焙焼炉 No.1の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
						第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	焙焼炉 No.2	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第6項(※2)					過加熱防止機構の作動検査
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
						第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	入口ボックス（焙焼炉 No.2の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
						第十六条					—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	出口ボックス（焙焼炉 No.2の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項（※2）	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	焙焼炉 No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項（※2）	—				
					第十条	—				
					第十一条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注3)				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	入口ボックス（焙焼炉 No.3の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項（※2）	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	出口ボックス（焙焼炉 No.3の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項（※2）	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	焙焼炉 No. 4	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験 外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項（※2）	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
					第十一条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	入口ボックス（焙焼炉 No.4 の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	出口ボックス（焙焼炉 No.4 の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	焙焼炉 No.5	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第6項(※2)					過加熱防止機構の作動検査(注2)
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No.2	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ昇降装置 No.1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップウラン粉末混 合機 No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	作動試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ取出ボックス No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	スクラップ昇降装置 RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	スクラップ投入ボックス RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室RII	スクラップウラン粉末混合機 RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	作動試験	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	スクラップ取出ボックス RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末保管棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注3)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室II	粉末作業ボックス No. 2	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 3	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	粉末作業ボックス R I No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注3)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末作業ボックス R II No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末取扱ボックス No. 8	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	粉末取扱ボックス No. 9	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
搬送	第十六条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	粉末取扱ボックス R I No. 2	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末取扱ボックス R II No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 粉末調整室	リフターNo. 3	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 粉末調整室	粉末投入ボックス	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 粉末調整室	昇降装置	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 粉末調整室	昇降装置フード	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 粉末調整室	粉末取出ボックス	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	洗浄処理設備 No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	洗浄処理設備 R I	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	洗浄処理設備 R II	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スタック乾燥装置 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査(注3)				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	スタック乾燥装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査(注3)				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	ウラン運搬台車(マガジン 移載台車)	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	ウラン運搬台車(ペレット 運搬台車(A-4型))	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
ニ. 被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2、注5)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ニ. 被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2、注5)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ニ. 被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 3	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2、注5)
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ニ. 被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒運搬台車(ラックマスター)	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ホ. 組立施設	加工工場 組立室	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ホ. 組立施設	加工工場 組立室	容量0.45t 付属クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ヘ. 貯蔵施設	加工工場 搬出入室 I	クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	(注8)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ヘ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室 I	ホイスト S I No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	(注8)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ヘ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室 I	ウラン粉末運搬台車（スタッククレーン）	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ヘ. 貯蔵施設	原料貯蔵庫 原料貯蔵室Ⅲ	ウラン粉末運搬台車（スタッククレーン）	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ヘ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室Ⅵ	ウラン粉末運搬台車（スタッククレーン）	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
へ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ハンドクレーンNo.1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
へ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ハンドクレーンNo.2	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
へ. 貯蔵施設	加工工場 ペレット貯蔵エリアI	ペレット運搬台車	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
へ. 貯蔵施設	加工工場 ペレット貯蔵室	昇降台No.1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
へ. 貯蔵施設	加工工場 ペレット貯蔵室	昇降台No.2	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
へ. 貯蔵施設	加工工場 入出荷ヤード	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査
へ. 貯蔵施設	加工工場 容器保管室	容器保管室天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査
へ. 貯蔵施設	加工工場 集合体貯蔵エリア I	地下式集合体貯蔵庫	漏水検知器 排水ポンプ	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					漏水検知器及び排水ポンプの作動検査
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					—
ト. 放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物倉庫Ⅱ 廃棄物貯蔵室Ⅳ	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
					第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験	B	1 2 M	今回対象外(注1、注2、注6)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第1項(※2)	—				
					第十一条第3項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6)				
					第十一条第5項(※2)	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1)				
					第十一条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十一条第7項(※2)	異常圧逃がし機構の作動検査(注6) 失火検知機構の作動検査(注6)				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	焼却灰充填装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
				ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	セラミックフィルタ灰充填装置				
第四条第2項	—									
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項(※2)	—								
閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
搬送	第十六条	—								
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	廃棄物取扱ボックス	—				臨界	第四条第1項	—	外観点検
				第四条第2項	—					
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	切断式解体装置（フィルタ振動装置）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	切断式解体装置（フィルタ解体装置）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分 条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M
				地震	第六条第1項（※2）	—			
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
				火災等	第十一条第3項	—			
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M
				地震	第六条第1項（※2）	—			
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
				火災等	第十一条第3項	—			
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M
				地震	第六条第1項（※2）	—			
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 設備内風速・負圧の確認検査			
				火災等	第十一条第3項	—			
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No. 1	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M
				地震	第六条第1項（※2）	—			
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
				火災等	第十一条第3項	—			
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
		廃棄	第二十条	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 4	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2) 設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
				廃棄	第二十条	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2 水槽①	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
				廃棄	第二十条	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2 水槽②	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)				
				廃棄	第二十条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	レシーバー	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注2）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
廃棄	第二十条	—								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
廃棄	第二十条	—								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	受水集水槽	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
廃棄	第二十条	—								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No.1	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 放射線管理室	ドラフトチャンバー	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
チ．放射線管理施設	加工工場 集合体貯蔵エリア 1	エリアモニタ No. 1	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ．放射線管理施設	加工工場 ペレット貯蔵室	エリアモニタ No. 2	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分 条項番号						
チ. 放射線管理施設	加工工場 ペレット加工室 I	エリアモニタ No. 3	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 原料貯蔵室 I	エリアモニタ No. 4	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 ペレット加工室 R II (1)	エリアモニタ No. 6	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 ペレット加工室 R II (2)	エリアモニタ No. 7	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 ペレット貯蔵エリア I	エリアモニタ No. 10	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 ペレット加工室 R I	エリアモニタ No. 11	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号
チ. 放射線管理施設	加工工場 原料貯蔵室VI	エリアモニタ No. 12	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 燃料棒保管室	エリアモニタ No. 13	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 集合体貯蔵室	エリアモニタ No. 14	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 容器保管室	エリアモニタ No. 15	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	原料貯蔵庫 原料貯蔵室III	エリアモニタ No. 9	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 給気室I	ダストモニタ（排気用モニタI）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
チ. 放射線管理施設	加工工場 給気室 I	ダストモニタ（排気用モニタⅡ）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 給気室 I	ダストモニタ（排気用予備機）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 排気室	ダストモニタ（換気用モニタⅠ）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 排気室	ダストモニタ（換気用モニタⅡ）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 排気室	ダストモニタ（換気用モニタⅢ）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	廃棄物処理棟 排気室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
リ．その他の加工施設	加工工場 分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
		第十四条第2項	—								
リ．その他の加工施設	加工工場 分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo. 2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
		第十四条第2項	—								
リ．その他の加工施設	加工工場 分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo. 3	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
		第十四条第2項	—								
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	ペレット貯蔵容器搬送装置RⅡ(2)	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
		第十四条第2項	—								
		搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)							
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	ペレット貯蔵容器搬送装置RⅡ(5)	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外（注2）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
		第十四条第2項	—								
		搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)							

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	ペレット貯蔵容器昇降装置RⅡ	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				

注1：下記検査項目の対象設備は、令和3年度以降に予定している新規基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・気体廃棄設備の処理能力検査
- ・非常用電源設備の作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・濾過装置の性能確認検査
- ・送排風機の起動停止インターロックの作動検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目の一部対象設備は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注4：建物・構築物外壁の健全性に関する目視検査を含む。

注5：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、従前の施設定期検査項目ではなく、従前の施設定期自主検査項目である。

- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注6：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・フレームカーテンの作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・緊急遮断弁の作動検査

注7：廃棄物の焼却減容に使用する焼却炉に接続している気体廃棄設備のEF-2系統は焼却炉と同様に今年度の使用予定はなく、現在設備停止中であるにもかかわらず検査を行うとしていた。そのため、当事業所の社内規定に基づき、保全計画の変更を行い、変更の内容について当事業所内で再審議を受け、承認されたのちに以下の設備を「今回対象外」に変更した。

検査番号7：検査対象No.4「廃棄物処理棟 気体廃棄設備（EF-2系統）」

検査番号16：検査対象No.18「廃棄物処理棟 炉室 気体廃棄設備（EF-2系統） 高温用フィルタボックス」

検査番号16：検査対象No.19「廃棄物処理棟 炉室 気体廃棄設備（EF-2系統） セラミックフィルタ」

検査番号19：検査対象No.7「廃棄物処理棟 気体廃棄設備（EF-2系統） 主排風機等」

注8：当事業所に燃料集合体を製造するためのウラン粉末、ウラン粉末の保管容器、ウランペレット、ウランペレットの保管容器又は燃料棒を搬入する場合、もしくは製造後のウランペレット、ウランペレットの保管容器、燃料棒又は燃料集合体を搬出する場合は輸送容器を用いている。このうちウランペレット及びその保管容器を搬入又は搬出する場合には、第1種管理区域である加工工場 原料貯蔵室Iに輸送容器を運搬し、その内側を点検している。今後、ウランペレットの保管容器を搬入又は搬出する予定があるため、輸送容器の点検が必要になり、これを原料貯蔵室Iに運搬するための搬送設備が必要となった。そのため、当事業所の社内規定に基づき、保全計画の変更を行い、変更の内容について当事業所内で再審議を受け、承認されたのちに以下の設備を検査を行う設備に変更した。なお、輸送容器の使用においてはウランペレットの保管容器のみを運搬し、ウランペレットを運搬することはない。

検査番号13：検査対象No.18「加工工場 搬入入室I クレーン」及び検査対象No.19「加工工場 原料貯蔵室I ホイストSINo.1」

注9：対象の部屋は次のとおりである。

- ・加工工場 廃液処理室、排気室、粉末調整室、分析室I、分析室II、分析室III、ペレット加工室II、更衣室、洗濯室、放射線管理室、原料貯蔵室I、ペレット加工室I、ペレット貯蔵室、ペレット加工室RI、ペレット加工室RII、製造支援室
- ・廃棄物処理棟 炉室、廃棄物保管室I、廃棄物保管室II、廃棄物処理室I、廃棄物処理室II、廃液処理室、排気室、更衣室

注10：対象の部屋は次のとおりである。

- ・加工工場 廃液処理室、排気室、粉末調整室、分析室I、分析室II、分析室III、ペレット加工室II、更衣室、原料貯蔵室I、ペレット加工室I、ペレット加工室RI、ペレット加工室RII、製造支援室
- ・廃棄物処理棟 炉室、廃棄物保管室II、廃棄物処理室I、廃棄物処理室II、廃液処理室、排気室、更衣室

※1：長期施設管理方針に基づき、代表する建物・構築物を選定して建物・構築物の構造部材であるコンクリートについて、専門家によるアルカリ骨材、塩分量、圧縮強度及び中性化の調査や評価試験をコンクリート壁開口工事の機会を利用して10年以内実施する（前回実績：コンクリート壁開口工事は新規制対応工事で実施する予定であるため実績なし）。

※2：長期施設管理方針に基づき、代表する設備・機器とその部位を選定して、設備本体の肉厚測定を5年以内に、及びアンカーボルトの引き抜き試験を設備撤去・更新の機会を利用して10年以内に、それぞれ実施する。頻度、前回実績（従前の長期保全計画に基づき実施）、選定した代表設備・機器等を下表に示す。

区分	着眼点	実施内容	頻度	代表設備・機器	前回実績
地震	各設備共通のアンカーボルトの耐震安全性確保	アンカーボルトの引き抜き試験	新規制基準への対応工事を利用して10年以内	新規制基準対応工事の際に選定	2020年12月 (表内注1)
火災等	可燃性ガス漏えいによる火災爆発の防止	本体の肉厚測定による本体の全面腐食の発生評価	5年以内	焼結炉 No. 3	2014年4月 (表内注2)
放射性物質漏えい	放射性物質漏えいの防止	主排風機の入口接続部、ケーシング及び出口接続部内面の全面腐食の発生評価	5年以内	固体廃棄設備	2018年10月

表内注1：加工施設の設備の撤去・更新は新規制基準対応工事で実施する予定であり、工事が当分先になるため、2020年度に行った使用施設の撤去工事の機会を利用して、アンカーボルトの引抜き試験を実施した。

表内注2：2019年3月に水素貯蔵所から水素ガスを供給するガストレーラーを撤去したことにより、可燃性ガス漏えいによる火災爆発の可能性はなくなったため、2019年度以降の肉厚測定は実施していない。ただし、2019年5月に、設備全体の老朽化発生の有無を確認するための総点検の中で、上記の肉厚測定に準じるものとして本体の全面腐食の目視点検を実施した。